

患者さんの退院を地域全体で支えるしくみ

県北医療圏 退院調整ルール

平成28年12月から運用を開始しています。

退院調整ルール
とは、

入院患者さんが退院する際に、必要な介護保険サービスをスムーズに受けられるようにするための連携を図ります。病院とケアマネジャーが協力して、退院に向けての話し合いや介護サービスの調整を行います。

退院調整のルールの流れ

(介護保険サービスを利用している方の場合)

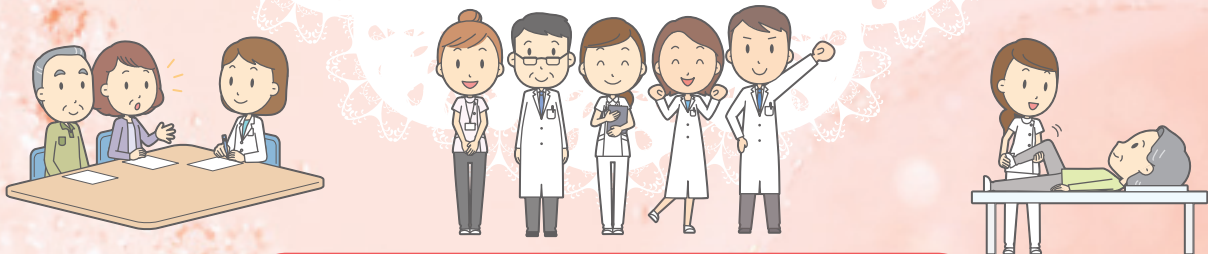


高齢者・ご家族、地域の皆さまへのお願い

ご自宅への退院を スムーズに進めるために大切なこと

患者さんが入院したときから、なるべく早く病院とケアマネジャーが連絡を取り合うことが必要です。

介護保険認定を受けていない方もご安心ください。
状態により介護保険サービスの利用手続きなど、病院と
ケアマネジャーが連携して支援します。



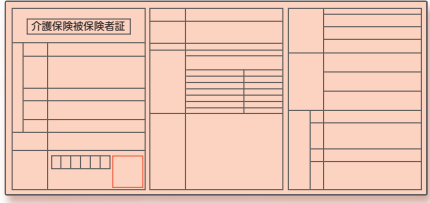
皆さまにお願いしたいこと

- 入院したらケアマネジャーへ連絡しましょう!!
ご本人やご家族は、なるべく早く担当ケアマネジャーに連絡してください。
- 「医療介護あんしんセット」として以下のものをまとめておきましょう。

医療保険証



介護保険証



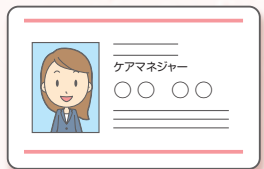
お薬手帳



かかりつけ医の 診察券



担当 ケアマネジャー の名刺



県北医療圏退院調整ルールに関する問い合わせ先

県北保健福祉事務所 保健福祉課 高齢者支援チーム
TEL.024-534-4156

本宮市 高齢福祉課 TEL.0243-63-2780